

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和４年条例第
３５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
１	３９７，７００円
２	４４８，２００円
３	５０１，６００円
４	５７１，９００円
５	６４９，３００円
６	７３８，８００円
７	８１１，０００円

第８条中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に、「１００分の１
０５」を「１００分の１０６．２５」に、「１００分の９５」を「１００分の９６．
２５」に、「１００分の８０」を「１００分の８１．２５」に改め、「、「扶養手
当の月額及びこれら」とあるのは「及びこれ」とを削り、「１００分の１１７．５」
を「１００分の１１８．７５」に、「１００分の１３７．５」を「１００分の１３８．
７５」に、「１００分の１４７．５」を「１００分の１４８．７５」に、「１００分
の１１２．５」を「１００分の１１３．７５」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。